（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「令和七年度」を「令和八年度」に、「令和三十三年度」を「令和三十年度」に、「二十五兆五千百七十八億四千六百四十万八千円」を「二十二兆六千百七十八億四千六百四十万八千円」に、「令和八年度から令和十年度までの各年度」を「令和九年度及び令和十年度」に、「二十三兆千百七十八億四千六百四十万八千円」を「二十兆九千百七十八億四千六百四十万八千円」に改め、同項の表中

令和八年度	七千億円

を削る。

附則第五条中「令和七年度」を「令和八年度」に改める。

附則第九条第一項中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、「額から」の下に「同項第四号に掲げる額のうち七千億円並びに」を加え、同条第二項中「令和八年度」を「令和九年度」に改め、同条第三項中「令和八年度から」を「令和九年度から」に、「、令和八年度」を「、令和九年度」に、「、令和九年度」を「、令和十年度」に、「及び令和十四年度」を「から令和十八年度までの各年度」に、「令和十五年度」を「令和十九年度」に改め、同項第一号の表を次のように改める。

年度	金額
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	五百九十九億円
令和十一年度	九百六十一億円
令和十二年度	九百六十一億円
令和十三年度	九十三億円
令和十四年度	九十二億円
令和十五年度	八十九億円
令和十六年度	八十九億円
令和十七年度	八十九億円
令和十八年度	八十九億円

附則第九条第三項第二号中「令和八年度分」を「令和九年度分」に、「千四百十四億五千百八十八万二千円」を「千百八十八億七千百九十二万三千円」に改め、同項第三号中「令和九年度」を「令和十年度」に、「千三百八十二億四千二百七十二万五千円」を「千百八十八億七千百九十二万二千円」に改める。

附則第十条第二項中「次条」を「次条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　令和八年度においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

附則第十一条に次の一項を加える。

2　第二十三条の規定によるほか、前条第三項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金は、交付税特別会計の歳入とする。

附則第十二条の三の次に次の一条を加える。

（財政投融資特別会計の投資勘定の歳出の特例）

第十二条の四　第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項の規定による財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計への繰入金は、財政投融資特別会計の投資勘定の歳出とする。

（地方財政法の一部改正）

第三条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条を削り、第三十二条の二を第三十三条とする。

第三十三条の五の十四の次に次の一条を加える。

（サービスの提供の在り方の見直し等による公営企業の廃止に係る地方債の特例）

第三十三条の五の十五　地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この条において同じ。）は、当分の間、次項各号に掲げる公営企業（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号イに規定する公営企業に限る。以下この項及び次項において同じ。）について次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、当該公営企業の全部又は一部を廃止しようとするときは、特定経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

一　当該地域において、当該公営企業により現に提供されているサービスと同種のサービスが持続的に提供されるよう、そのサービスの提供の在り方を見直す必要があるとき。

二　前号に掲げるもののほか、当該地域の地理的条件及び社会的状況からみて、当該公営企業によるサービスの提供の継続が困難であるとき。

2　前項に規定する特定経費とは、次の各号に掲げる公営企業の区分に応じ、当該各号に定める経費をいう。

一　当該地方公共団体が経営する公営企業　当該公営企業の全部又は一部の廃止に伴い一般会計又は他の特別会計において一時に負担する必要があると認められる経費として総務省令で定める経費

二　当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合が経営する公営企業　当該公営企業の全部又は一部の廃止に伴い当該地方公共団体が当該地方公共団体の組合に対して交付する負担金又は補助金のうち、前号に定める経費に相当する経費の財源に充てる必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの

3　地方公共団体は、第一項の規定による地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第五条の三第一項及び第六項並びに第五条の四第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

4　地方公共団体は、前項に規定する許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

5　第三項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、第二項各号に掲げる公営企業の経営の現況及び将来の見通し並びに第一項各号のいずれかに該当すると認められる理由その他総務省令で定める事項を記載した申請書を提出しなければならない。

6　第五条の三第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第三項に規定する許可を得た地方債について、同条第八項の規定は、第三項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について、それぞれ準用する。

7　総務大臣は、第三項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

8　第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県の行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十三条の八の二の次に次のように改める。

（地方債の許可の基準等の特例）

第三十三条の八の二　当分の間、第五条の三第十項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで並びに第三十三条の五の十五第三項」とする。